

入 札 公 告（入札後審査型・個別事項）

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定により公告する。この委託業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札後審査型・共通事項）により行う。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

- 1－1 公 告 日 令和8年9月28日
1－2 入札執行者 静岡県島田土木事務所長 沼野 克史
1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒427－0019 静岡県島田市道悦5丁目7－1

静岡県島田土木事務所総務課建設業班 電話 0547-37-5245

E-mail : shimada-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

1－4 業務内容等

入札番号	島第26341号
業務名	令和8年度〔第38-I5024-07号〕（一）河原大井川港線道路維持に伴う河川協議資料作成業務委託
施行箇所	焼津市飯淵地内ほか
業務概要等	河川占用許可申請書作成 1式 現地踏査 L=5.8km、河川占用図面作成 L=5.8km、河川占用許可申請書作成 L=5.8km、工作物一覧表作成 L=5.8km 成果品取りまとめ 1式
期 間	令和9年3月26日限り

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格の認定業種	測量業務
②入札参加資格条件における本社、営業所の所在地	静岡県内に本社を有すること。
③競争入札参加者の総合点数	（条件としない）
④測量業登録等	測量法第55条の規定に基づく登録 を受けていること
⑤同種業務の実績	○国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した「 河川協議資料作成業務 」を完了した実績を有すること。（平成28年4月1日以降に完了、引渡し済のものに限る。） ＊入札後に提出する入札参加資格確認資料については入札公告（入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）2－2を参照のこと。
⑥右に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。 ※右記イの資格を有しない技術者の場合は、入札参加確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出し、参加資格確	ア 1－5⑤に掲げる業務の経験 を有すること イ 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に定める測量士の資格を有し、同法第49条による登録をしていること ウ 入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること ＊入札後に提出する入札参加資格確認資料については「共通事項」2－2を参照のこと

認通知の日までに、登録証等の写しを提出しなければならない。	
⑦その他の条件	入札公告「共通事項」 2－1 記載のとおり

1－6 入札日程

入札前の入札参加資格の確認申請書（以下「申請書」）の提出期限	公告の日の翌日から令和8年10月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞午前9時から午後4時まで ＊提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札後審査型・共通事項2－2
入札参加資格の確認通知	令和8年10月7日（水）までに電子入札システムにより通知する。	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の説明請求期限	通知を受けた日から令和8年10月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞午前9時から午後4時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に発注機関まで電話連絡を行う。 ＜持参の場合＞午前9時から午後4時まで（発注機関）	入札後審査型・共通事項2－4
上記の回答期限	令和8年10月16日（金）で（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札後審査型・共通事項2－4
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和8年10月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞期間内の午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞期間内の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・共通事項2－3
上記の回答書縦覧等期間	令和8年10月14日（水）から令和8年10月16日（金）まで	入札後審査型・共通事項2－3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システムの場合＞令和8年10月20日（火）から令和8年10月21日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 期間内の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで ＜持参の場合＞開札日時に発注機関に以下の書類を提出する。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書	入札後審査型・共通事項2－5
開札日時	令和8年10月22日（木） 午後1時30分	入札後審査型・共通事項2－7
入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限	開札の翌日から令和8年10月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の期日は別途指示する） 期間内の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで（電子入札システムにより提出する。資料（紙ベースのもの）については電話相談する）	入札後審査型・共通事項2－2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の説明請求期限	通知を受けた日の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の期日は別途指示する） 期間内の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで（発注機関に提出する）	入札後審査型・共通事項2－4
上記の回答期限	上記請求期限の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）	入札後審査型・共通事項2－4

※ 紙による申請等は発注機関の承認が必要

1－7 設計図書等の交付方法

設計図書等の交付	原則 PPI により交付する。
----------	-----------------

1－8 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。 ＜縦覧の場合＞ 発注機関で縦覧を行う。

1－9 その他

低入札価格調査制度による調査基準価格の設定	有
前払金	業務委託料の3割以内を前払する。
契約書作成	要
業務工程表の提出	要
業務代理人及び技術者の氏名の通知	書面

入 札 公 告（入札後審査型・共通事項）

2－1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止（従来の指名停止）を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2－2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出は原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や、紙媒体等による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参等によることができる。
- (3) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	入札後審査型様式第2号
入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに入札参加資格確認資料を契約条項を示す場所へ提出すること。
同種業務の実績の確認（参加条件の場合）	○ 同種業務の施工実績を確認できる書類を提出すること。 ・ 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテの写し等 （上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札後審査型・個別事項）1－5に記載）
配置予定技術者等の資格・業務経験の確認（参加条件の場合）	1－5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の業務経験を確認できる書類を提出すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者に関する資料を提出することができる。また、他の業務に配置されている技術者が、従事している業務の完了等により本業務に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者とすることができる。 ○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を提出すること。 ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（市区町村が作成する住民税特別徴収

	税額通知書等) の写し ・ 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し ○ 同種業務の経験実績を確認できる書類を提出すること。 ・ 同種業務の経験実績として記載した委託業務に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(T E C R I S) の業務カルテの写し等 (上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告(入札後審査型・個別事項) 1-5に記載)
本社、営業所の所在地の確認	静岡県内に本社、支社、営業所があることを証する書類〔県内に本社、営業所等があることを条件とする場合〕を提出すること。

- ・ 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告(入札後審査型・個別事項)に記載
質問	電子入札システム又は書面持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、発注機関の承認を得れば書面を持参して入札できる。 ＜電子入札システムによる場合＞電子入札システムにより入札書を提出すること。 ＜持参による場合＞事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書を提出すること。
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
落札者の決定方法	① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した委託業務にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。 調査基準価格を設定した委託業務にあっては、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。 ② 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

2-7 その他

入札保証金及び契約保証金	① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 免除。
契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。 ＜法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。＞ ② 契約金額2,000万円以上の場合、①の契約の締結は、静岡県電子契約システムにより行うことができる（<u>電子契約の締結に同意する書面を提出した者に限る</u>）。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出までの間に<u>その旨を契約条項を示す場所に、電子入札システム又はE-mailにより送信すること。なお、送信後、契約条項を示す場所まで電話連絡を行うこと。</u>
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	① 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 * 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合

	は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号） ② 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し
その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ＩＣカードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にＩＣカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。（配置技術者を入札参加条件としている場合） ⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 ⑧ 1－5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨ 低入札価格調査制度については、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度試行要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。 ⑩ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。 ⑪ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所
受注者商号
氏名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名） 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）